

# 回 答 書

国土交通省関東地方整備局  
渡良瀬川河川事務所長 荒井 満

渡良瀬川河川事務所の災害時等応急対策業務(地上測量、航空測量、地質調査、監視・観測・解析・応急対策検討設計、調査・点検、用地調査等)に関する協定の締結について

| 番号 | 質 問 事 項  | 回 答 事 項   |
|----|--|---|
| 1  | <p>災害発生時には被災地域が関東全域である場合や局所的な場合もあり、要請の内容や規模を想定することが困難であります。</p> <p>要請時における(機材の調達が困難である、または)人員の確保が困難であるなどのやむを得ない事情で対応をお断りすることは可能でしょうか。</p> <p>可能である場合はその旨を協定書に反映していただくことは可能でしょうか。</p> | <p>「渡良瀬川河川事務所の災害時等応急対策業務(地上測量、航空測量、地質調査、監視・観測・解析・応急対策検討設計、調査・点検、用地調査等)に関する協定(案) 第5条」により、出勤を書面(第1報は電話で可)により要請する際に対応の可否を確認致します。やむを得ない事情等で対応が難しい場合はその際に申し出てください。</p> <p>上記により協定書に反映することは致しません。</p> |
| 2  | <p>4.(4)2)⑤恒常的雇用関係に関する添付資料について、健康保険証等に事業者名の記載がない場合は、健康保険証の写しと同等の証明書類となります「健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し」の添付でよろしいでしょうか。</p>  | <p>「4.(4)2)⑤直接的かつ恒常的雇用関係(必須)」に記載の通り、直接的かつ恒常的な雇用関係があることが確認できる書類(健康保険証等の写し)を添付してください。</p> <p>書類に事業者名の記載がない場合は誓約書(自由様式)を添付してください。</p>  |